



平成30年度 横浜市食育プロモーション支援事業

◆◆募集案内◆◆

1 事業の目的

この事業は、横浜市食育プロモーション支援事業実施要綱に基づき、民間事業者・民間団体等が行う食育プロモーションに対して、予算の範囲内で助成金を交付することで、食育活動を活性化させ、横浜市の食育が推進されることを目的とします。

2 助成対象者

市内に事務所等を有し、市内で食育活動を展開している民間事業者・民間団体等

3 対象となる活動

広く市民を対象とした食育の普及啓発を行う活動（特定の者を対象とした活動は除く）とします。

なお、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成及び委託を受けている活動は対象外です。

※助成の対象となる事業に関する広報媒体には、食育啓発の記事及び本市食育推進ロゴマークを掲載してください。

4 対象となる経費

区 分	内 容	助成割合
報償費	講師など団体構成員以外の者に対する謝金 (過去の実績に準じた社会通念上適正な額としてください。)	左記の1/2以内 ただし、1,000円未満 の端数を切り捨てた 金額とする。
消耗品費	事業に伴う事務用品、物品購入費(3万円未満、図書については1万5千円未満)	
印刷製本費	印刷物(ポスター、パンフレット、ポップ、新聞、書籍、雑誌等)の発行に要する経費	
通信運搬費	事業に伴うハガキ・切手代・郵送料	

区 分	内 容	助成割合
委託料	テレビジョン、ビデオ、ラジオ等での事業に関する放送に要する経費	左記の1/2以内 ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた金額とする。
使用料	事業で使用する会場及び器材等の使用料・賃借料	
原材料費	事業で使用する原材料に係る経費 なるべく原材料費は参加者から徴収する等の工夫をお願いします。	
その他費用	上記以外の経費で、市長が必要と認める経費	

5 助成金額と助成期間

○助成金額：40万円以内／1事業者（対象事業費：5万円以上）

○助成割合：1/2以内

○助成期間：30年度内（交付決定通知日から平成31年3月まで）

※申請多数の場合は、予算の範囲内で金額を調整させていただきますので、ご了承くださいようお願いします。

6 事業の実施期間（予定）

平成30年6月（交付決定通知後）～平成31年3月31日

7 申請について

○提出書類

①助成金交付申請書（第1号様式）

②事業収支予算書（見積書等がある場合には添付）（第2号様式）

③事業の概要が分かる資料

上記①～③を郵送またはe-mailで下記まで御提出ください。

※e-mailで御提出いただいた場合でも、①については、申込み期間までに、原本を郵送願います。

○書類の提出先

◆**申込期間** 平成30年5月1日(火)～平成30年6月15日(金)まで

※郵送の場合、平成30年6月15日(金)消印有効

◆**申込方法** ① E-mail：kf-shokuiku@city.yokohama.jp

② 郵 送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局保健事業課食育推進担当 行

8 選考方法

書類審査・選考を行い、対象事業及び額を決定します。

9 事業実施後に提出する書類（実績報告）

事業終了後1か月以内に次の書類を提出してください。

- ①事業実績報告書（第7号様式）
- ②事業内容報告書（第8号様式）
- ③事業収支決算書（当該事業の領収書等の写しを添付）（第9号様式）
- ④その他市長が必要とする書類

10 請求書の提出と助成金の振込

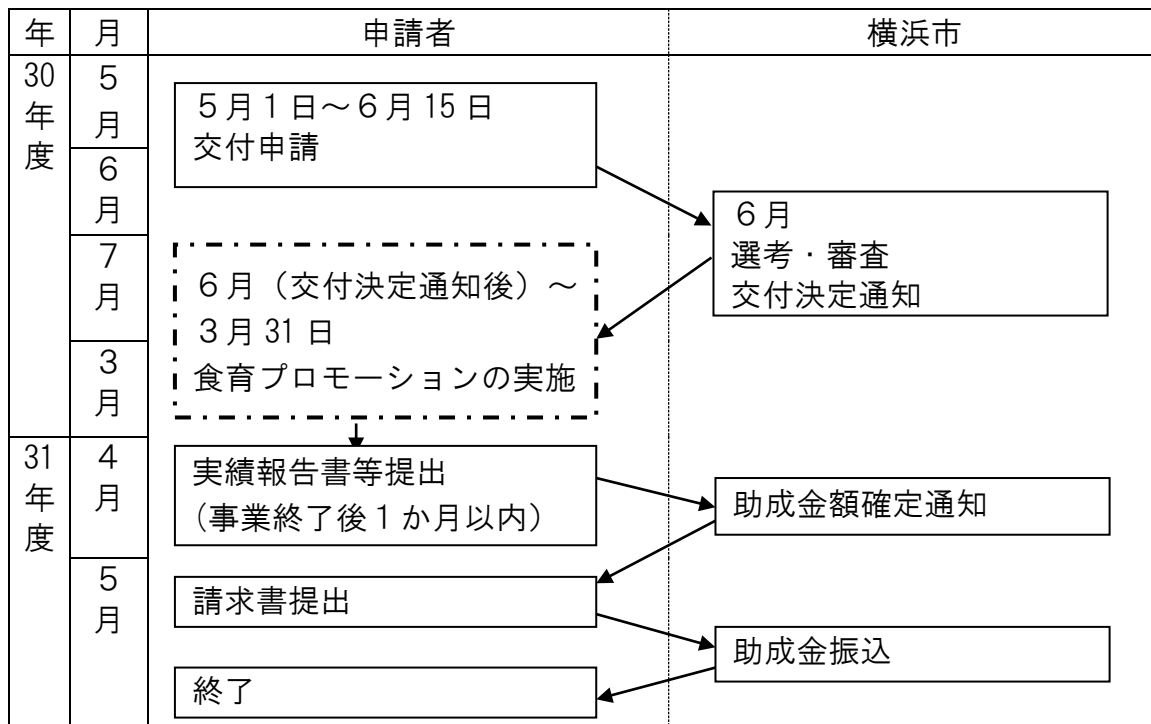
実績報告の後に届く助成金交付確定通知書を受理した後、助成金交付請求書（第12号様式）を提出いただきます。

※助成金は、銀行口座への振り込みとなります。

11 個人情報・情報公開等について

- 応募書類から得た個人情報は、選考、本人への連絡など事務作業で使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。
- 助成金を受けた事業者は、事業者の名称と事業の概要を横浜市健康福祉局のウェブサイト等を通じて公表します。

12 助成金申請から交付までのスケジュール



◇問い合わせ先◇
 横浜市健康福祉局保健事業課食育推進担当
 電話：045-671-4042 FAX：045-663-4469
 E-mail：kf-shokuiku@city.yokohama.jp